

取材・撮影許可までの手順

取材・撮影の許可はお店のPRになる場合のみ受付致します。また、市場風景などの撮影は原則禁止しております。(今後、解禁にする予定もあり)

1. 取材・撮影の内容が決定しましたら、対象となるお店に了解を得てください。その際、内容を詳しく説明し、後々問題にならないようお願いいたします。
2. お店の了解が取れましたら「取材・撮影申請書」をプリントアウトし必要事項をご記入の上、築地場外市場商店街振興組合にFAXしてください。
FAX番号 03-3541-9465
取材当日までに一週間ほど余裕を持って申請してください。
※晴海通り・波除通り・門跡通り(新大橋通り)の3つの道路に取材先店舗の間口が面している場合は、すべて築地警察署で「道路使用許可」を取って頂くこととなります。築地場外市場は特殊な場所です。申し訳ありませんがご協力をお願いします。
3. 詳細については申請書をお送りいただいた翌日、築地場外市場商店街振興組合までお電話をいただき、許可がおりているか確認してください。内容により、こちらからお電話する場合があります。
TEL番号 03-3541-9466
道路使用許可書が必要な場合は、当組合事務局長の捺印済み申請書原本を持って築地警察署に出向き「道路使用許可申請書」を提出してください。警察署では、提出日から警察署の開庁日なか3日間ぐらいで許可されると聞いております。
4. 道路使用許可が必要でない取材・撮影の場合は、当日の予定時間前に築地場外市場商店街振興組合の事務所に取材・撮影申請許可書を受け取りにいらしてください。その時に**撮影許可の腕章**をお貸し出しいたします。取材・撮影終了後、速やかにご返却くださいますようお願いいたします。
道路使用許可の必要な方は、当組合にて警察署の許可書を確認、コピーさせて頂いた上で**腕章**の貸し出しをいたします。

取材・撮影の注意事項

- ① 築地場外市場では、お客様同士のトラブルを防ぐため食べながら歩くことを禁止しております。撮影の際に映り込まないようにご注意ください。
- ② 三脚を立てての撮影は禁止しております。
- ③ 一時的にでも一般の方の通行を制限する撮影は禁止しております。

以上

送信日 年 月 日

築地場外市場商店街振興組合 御中
TEL:03-3541-9466 FAX:03-3541-9465

申請者(団体名):

連絡先電話番号:

担当者氏名:

担当者携帯電話番号:

取材・人数(総数): 人

取材・撮影許可申請書

1、取材日時	年 月 日() : から : まで
2、取材店舗名	1 2 3
3、目的と内容(具体的に)	
4、方法(三脚は使用不可)	EGM・ホームビデオ・スチールカメラ その他()
5、放送予定日時	番組(雑誌)名: 放送・発刊予定日: 年 月 日() (発表) : ~ : 頃

※取材・撮影の許可を得るための申請書は、概ね取材・撮影日の一週間前に提出してください

※取材・撮影にあたっては、当該組合員店舗に許可を得てください。

※取材・撮影にあたっては、当該組合員のみならず隣接する組合員にも取材・撮影の目的などを説明し了解を得てください。

※取材・撮影時は、来街(来店)者に迷惑をかけないよう準備することが許可の前提となります。

※取材・撮影の際、「食べ歩き」シーンの映り込みにご注意ください。場外市場では食べながら歩く事を禁止しております。

※築地魚河岸内の取材は築地魚河岸協議会への申請が別途必要です。電話:03-3543-0437

申請許可年月日	受付窓口	
年 月 日	事務局長承認	